

以下の内容は、関西電力の電気のご利用にあたり重要となる事項ですので十分ご理解いただき大切に保管していただきますようお願いいたします。
 なお、本重要事項説明書は、電気事業法および特定商取引に関する法律に基づく書面となります。

「はぴ e セット[ソラレジ]」のご契約に関する重要事項説明書記載内容の一部変更について

関西電力株式会社
 大阪市北区中之島 3 丁目 6 番 1 6 号
 小売電気事業者登録番号：A0272

○重要事項説明書記載内容の一部変更について

当社は、2023 年 4 月 1 日より、「はぴ e セット[ソラレジ]」のご契約に関する重要事項説明書記載内容の一部について、下記の通り変更いたします。

記

9. 料金の算定期間

(変更前)

料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の消滅日の前日までの期間といたします。
 なお、需給契約に変更等があった場合、基本料金およびしきい値電力量について、使用日数に応じた日割り計算を行いません。

(変更後)

料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。

なお、料金表 18 (その他) (1) に定める場合については基本料金の日割計算を行いません。また、この場合は、しきい値電力量についても日割計算を行いません。

ただし、2023 年 4 月 1 日を含む料金算定期間の料金の算定にあたっては、弊社は、供給条件 19 (料金の算定) および 20 (日割計算) に準じて日割計算を行い、料金を算定いたします。電力量料金の算定にあたっては、以下のとおり算定いたします。

なお、初回の料金算定期間が「1 月」に満たない場合の料金は日割計算を行わず、変更前の内容によります。

(1) 電力量料金の日割計算

① はぴ e セット[ソラレジ] (関西エリア) 主契約料金表 (2022 年 10 月 1 日実施。以下「旧はぴ e セット[ソラレジ] (関西エリア)」といいます。) の適用を受け、需給開始日が検針日でない場合

電力量料金 = 旧はぴ e セット[ソラレジ] (関西エリア) 料金表 12 (初回の料金算定期間が「1 月」に満たない場合の料金) に定めるお客さまごとの電力量料金 (以下、「旧電力量料金」といいます。) × 需給開始日から 2023 年 3 月 31 日までの使用電力量 + 料金表 12 (初回の料金算定期間が「1 月」に満たない場合の料金) に定めるお客さまごとの電力量料金 (以下、「新電力量料金」といいます。) × 2023 年 4 月 1 日以降の使用電力量

② ①以外の場合

(イ) 2023 年 3 月 31 日までの使用電力量と(2)①のしきい値電力量の差が、料金算定期間における使用電力量と料金表 13 (しきい値電力量に満たない場合の「はぴ e ポイント」の加算) (1) 八に定めるお客さまごとのしきい値電力量 (以下「各しきい値電力量」といいます。) の差をこえる場合

電力量料金 = 旧電力量料金 × (料金算定期間における使用電力量 - 各しきい値電力量)

(ロ) 2023 年 4 月 1 日以降の使用電力量と(2)②のしきい値電力量の差が、料金算定期間における使用電力量と各しきい値電力量の差をこえる場合

電力量料金 = 新電力量料金 × (料金算定期間における使用電力量 - 各しきい値電力量)

(ハ) (イ)、(ロ)以外の場合

電力量料金 = 旧電力量料金 × (2023 年 3 月 31 日までの使用電力量 - (2)①のしきい値電力量) + 新電力量料金 × (2023 年 4 月 1 日以降の使用電力量 - (2)②のしきい値電力量)

(2) 料金適用上のしきい値電力量区分の基本算式

① 旧電力量料金適用のしきい値電力量

旧電力量料金適用のしきい値電力量 = 各しきい値電力量 × 2023 年 3 月の検針日から 3 月 31 日までの日数 ÷ 検針期間の日数

② 新電力量料金適用のしきい値電力量

新電力量料金適用のしきい値電力量 = 各しきい値電力量 - ①で算定したしきい値電力量

15. 料金

(1) SSプラン

料金は、基本料金、電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費調整額を合計したものといたします。

区分		単位	料金単価 【①】 (2023 年 3 月 31 日まで) (消費税等相当額を含む)	料金単価 【②】 (2023 年 4 月 1 日以降) (消費税等相当額を含む)
基本料金	一般地域	1 契約につき	9,100 円 00 銭	9,300 円 00 銭
	多雪強風地域	1 契約につき	9,700 円 00 銭	9,900 円 00 銭
電力量料金		100kWh を超える 1kWh につき	26 円 81 銭	26 円 81 銭
再生可能エネルギー発電促進賦課金		弊社ホームページをご確認ください。 (https://kepeco.jp/ryokin/kaitori/re_energy1/)		

燃料費調整額	弊社ホームページをご確認ください。 (https://kepcos.jp/ryokin/seido/)
--------	--

※100kWhまでは基本料金の範囲内でご利用いただけます。(再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費調整額を除く)
※消費税等相当額とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

(2) Sプラン

料金は、基本料金、電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費調整額を合計したものといたします。

区分		単位	料金単価 【①】 (2023年3月31日まで) (消費税等相当額を含む)	料金単価 【②】 (2023年4月1日以降) (消費税等相当額を含む)
基本料金	一般地域	1 契約につき	10,600 円 00 銭	10,800 円 00 銭
	多雪強風地域	1 契約につき	11,200 円 00 銭	11,400 円 00 銭
電力量料金		200kWhを超える 1kWhにつき	25 円 30 銭	25 円 30 銭
再生可能エネルギー発電促進賦課金		弊社ホームページをご確認ください。 (https://kepcos.jp/ryokin/kaitori/re_energy1/)		
燃料費調整額		弊社ホームページをご確認ください。 (https://kepcos.jp/ryokin/seido/)		

※200kWhまでは基本料金の範囲内でご利用いただけます。(再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費調整額を除く)
※消費税等相当額とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

(3) Mプラン

料金は、基本料金、電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費調整額を合計したものといたします。

区分		単位	料金単価 【①】 (2023年3月31日まで) (消費税等相当額を含む)	料金単価 【②】 (2023年4月1日以降) (消費税等相当額を含む)
基本料金	一般地域	1 契約につき	14,100 円 00 銭	14,300 円 00 銭
	多雪強風地域	1 契約につき	14,700 円 00 銭	14,900 円 00 銭
電力量料金		400kWhを超える 1kWhにつき	22 円 28 銭	22 円 28 銭
再生可能エネルギー発電促進賦課金		弊社ホームページをご確認ください。 (https://kepcos.jp/ryokin/kaitori/re_energy1/)		
燃料費調整額		弊社ホームページをご確認ください。 (https://kepcos.jp/ryokin/seido/)		

※400kWhまでは基本料金の範囲内でご利用いただけます。(再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費調整額を除く)
※消費税等相当額とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

(4) Lプラン

料金は、基本料金、電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費調整額を合計したものといたします。

区分		単位	料金単価 【①】 (2023年3月31日まで) (消費税等相当額を含む)	料金単価 【②】 (2023年4月1日以降) (消費税等相当額を含む)
基本料金	一般地域	1 契約につき	18,000 円 00 銭	18,200 円 00 銭
	多雪強風地域	1 契約につき	18,600 円 00 銭	18,800 円 00 銭
電力量料金		600kWhを超える 1kWhにつき	20 円 91 銭	20 円 91 銭
再生可能エネルギー発電促進賦課金		弊社ホームページをご確認ください。 (https://kepcos.jp/ryokin/kaitori/re_energy1/)		
燃料費調整額		弊社ホームページをご確認ください。 (https://kepcos.jp/ryokin/seido/)		

※600kWhまでは基本料金の範囲内でご利用いただけます。(再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費調整額を除く)
※消費税等相当額とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

なお、上記に記載のない事項は変更前の内容によります。

以 上